

2025 年度 2 0 2 7 年国際園芸博覧会政府出展(屋外展示)実施制作統括管理業務委託
のプロポーザルに係る提案書評価基準

表 1 の評価項目及び配点ウェイトのもと、評価を行います。

各評価項目の評価の視点は表 2 のとおりとします。

表 1 基本的事項

評価項目 (配点)	評価の着目点		配点	評価	評価点
業務実績 (40 点)	管理技術者	同種又は類似の業務の実績の内容	20		
	担当技術者	同種又は類似の業務の実績の内容	20		
提案内容 (60 点)	提案内容の①～④について、2024 年度の検討内容に基づき、2027 年度の事業完了までを見据えた上で事業目的を達成するための提案がされているか。なお、提案は総事業費の範囲内かつその根拠を伴うものとする。				
	①	総合調整及び展示制作について、政府出展関連事業（屋内、屋外）との調整、別途発注する屋外展示工事の工程調整、施工会社への設計意図の伝達などを円滑かつ効率的に行うための実施方針、体制及び情報共有手法について、提案者の過去の実績・経験を踏まえ、具体的かつ実施可能な提案がされているか。	15		
	②	来場者サービス、V I P 接遇、警備等の運営について、提案者の過去の実績・経験を踏まえ、具体的かつ実施可能な提案がされているか。	15		
	③	広報活動では、屋外展示の主要な景観等を発信し、国内外の関心を惹起させるとともに、政府出展のテーマを周知・浸透させる必要がある。提案者の過去の実績・経験を踏まえ、その課題及び手法について、具体的かつ実施可能な提案がされているか。	15		
	④	政府出展の運営の検討にあたり、屋外展示の訴求力及び事業価値を向上させることなどに、いかに協賛を活用するかについて、提案者の過去の実績・経験を踏まえた具体的かつ実施可能な提案がされているか。	15		
ヒアリング (40 点)	理解力や専門技術力があるか		20		
	取り組み意欲が感じられるか		20		

評価項目 (配点)	評価の着目点	配点	評価	評価点
ワーク・ライフ・バランスに関する取組等(6点)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）	1		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）	1		
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク）の取得、又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼしマーク）の取得	1		
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	1		
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.5%を達成している（従業員 40.0 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 40.0 人未満）	1		
	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得	1		
業務遂行能力 (15点)	事業経費の積算は妥当で、費用対効果が高いものとなっているか。	15		
評価点の合計（161 点）				

評価方法

- (1) 業務実績及び業務遂行能力は、A、C、E の 3 段階評価を行う。
- (2) 提案内容及びヒアリングは、A、B、C、D、E の 5 段階評価を行う。
- (3) 評価点については、次のように配点を行う。
 - ア 業務実績の各項目

配点 20 点 A = 20 点、C = 12 点、E = 4 点
 - イ 提案内容及びヒアリング

配点 15 点 A = 15 点、B = 12 点、C = 9 点、D = 6 点、E = 3 点

配点 20 点 A = 20 点、B = 16 点、C = 12 点、D = 8 点、E = 4 点
 - ウ 業務遂行能力

配点 15 点 A = 15 点、C = 9 点、E = 3 点
- (4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組等は、各項目を 1 つ満たすごとに 1 点を加算する。
- (5) 提案内容とヒアリングの評価項目において、D、E 評価のあるものは原則として選定しない。
- (6) 評価点について最上位の者が 2 者以上同点となった場合には、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。
- (7) 業務実績、ワーク・ライフ・バランス及び業務遂行能力に関する取組等は、1 者ごとに事務局が評価を行い、評価委員会で承認を行う。
- (8) 提案内容及びヒアリングは、1 者ごとに各評価委員が評価を行う。

- (9) 業務実績、提案内容、ヒアリング及びワーク・ライフ・バランスに関する取組等の評価点の合計を評価委員全員分集計し、その合計点を当該提案者の評価結果とする。
- (10) 評価点は、評価委員1名につき満点で161点とし、評価委員全員の合計で161点×5名=805点で満点とする。
- (11) 共同企業体を組成する場合、業務実績は、1者以上の構成員が条件に当てはまることで、該当していることとする。
- (12) 共同企業体を組成する場合、ワーク・ライフ・バランスに関する取組等は、代表者たる構成員が条件に当てはまることで、該当していることとする。
- (13) 評価委員が欠席した際、その委員の評価点は無効とし、委員会に出席した委員のみで評価を行う。
- (14) ヒアリングを実施しなかった場合、ヒアリングに関する評価はC(20点×3/5=12点)とする。
- (15) 業務遂行能力の評価に関しては、提案された見積金額を業務実績、提案内容、ヒアリング、ワーク・ライフ・バランスに関する取組等の点数の合計点で除した数値を1点あたりの費用金額とし、これが少ないものをより優れているものとする。

見積金額÷(業務実績、提案内容、ヒアリング、ワーク・ライフ・バランスに関する取組等の合計点)
=1点あたりの費用金額

表2 評価の視点

評価項目	評価の着目点		A	B	C	D	E
業務実績	管理技術者	同種又は類似の業務の実績は十分か	国際博覧会、オリパラ等の国際的なイベントにおける展示業務又は運営業務の実績を有する		地方博覧会や国内大規模イベント等における展示業務又は運営業務の実績を有する		A又はCに該当しない
	担当技術者	同種又は類似の業務の実績は十分か	国際博覧会、オリパラ等の国際的なイベントにおける展示業務又は運営業務の実績を有する		地方博覧会や国内大規模イベント等における展示業務又は運営業務の実績を有する		A又はCに該当しない
提案内容	① 総合調整及び展示制作について、政府出展関連事業（屋内、屋外）との調整、別途発注する屋外展示工事の工程調整、施工会社への設計意図の伝達などを円滑かつ効率的に行うための実施方針、体制及び情報共有手法について、提案者の過去の実績・経験を踏まえ、具体的かつ実施可能な提案がされているか。		十分な理解に基づいた具体的で実現可能な提案である	一定程度の理解に基づいた具体的な提案である	どちらともいえない	理解がやや乏しい提案で、妥当性に欠ける	理解が乏しく、妥当ではない
	② 来場者サービス、VIP接遇、警備等の運営について、提案者の過去の実績・経験を踏まえ、具体的かつ実施可能な提案がされているか。		十分な理解に基づいた具体的で実現可能な提案である	一定程度の理解に基づいた具体的な提案である	どちらともいえない	理解がやや乏しい提案で、妥当性に欠ける	理解が乏しく、妥当ではない
	③ 広報活動では、屋外展示の主要な景観等を発信し、国内外の関心を惹起させるとともに、政府出展のテーマを周知・浸透させる必要がある。提案者の過去の実績・経験を踏まえ、その課題及び手法について、具体的かつ実施可能な提案がされているか。		十分な理解に基づいた具体的で実現可能な提案である	一定程度の理解に基づいた具体的な提案である	どちらともいえない	理解がやや乏しい提案で、妥当性に欠ける	理解が乏しく、妥当ではない
	④ 政府出展の運営の検討にあたり、屋外展示の訴求力及び事業価値を向上させることなどに、いかに協賛を活用するかについて、提案者の過去の実績・経験を踏まえた具体的かつ実施可能な提案がされているか。		十分な理解に基づいた具体的で実現可能な提案である	一定程度の理解に基づいた具体的な提案である	どちらともいえない	理解がやや乏しい提案で、妥当性に欠ける	理解が乏しく、妥当ではない

評価項目	評価の着目点	A	B	C	D	E
ヒアリング	理解力や専門技術力があるか	特に優れている	優れている	どちらともいえない	あまり妥当ではない	妥当ではない
	取り組み意欲が感じられるか	強い意欲が認められる	意欲が認められる	どちらともいえない	あまり意欲が認められない	意欲が認められない
業務遂行能力	1点あたりの費用金額	業務遂行の費用効果が1番目に高いもの		業務遂行の費用効果が2番目に高いもの		業務遂行の費用効果が3番目以下のもの